

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

①第三者評価機関名

NPO法人未来

②施設・事業所情報

名称：鳥取県立鳥取療育園	種別：障害児・者
代表者氏名：鳥取県知事 平井 伸治 園長 稲垣 真澄	定員(利用人数)： 20 名
所在地：鳥取県鳥取市江津730番地	
TEL：0857-29-8889	ホームページ： http://pref.tottori.lg.jp/kirari/

【施設・事業所の概要】

開設年月日：昭和50年6月1日

経営法人・設置主体(法人名等)：鳥取県

職員数	常勤職員： 20 名	非常勤職員 3 名
専門職員	医師(園長) 1名	心理療法士 1名
	児童発達支援管理責任者 2名	医師事務作業補助者 1名
	看護師 2名	事務員 1名
	理学療法士 4名	
	作業療法士 2名	
	言語療法士 1名	
	児童指導員 4名	
	保育士 5名	
事務員	1名	
施設・設備の概要	待合室 1室	保育室 2室
	診察室 2室	プレイホール 1室
	理学療法室 1室	配膳室 1室
	作業療法室 2室	事務室 1室
	言語・聴覚訓練室 2室	更衣室 2室
	A D L 室 1室	カルテ庫 1室
	スヌーズレン室 1室	湯沸室 1室
	相談室 3室	静養室 1室
	モニター室 1室	教材準備室 1室
	工作室 1室	研修室 1室
	倉庫 8室	機能訓練室 1室
	便所 5か所	指導訓練室 1室
	多目的便所 1か所	

③理念・基本方針

<理念>

1. 子ども一人ひとりが、今まで輝く存在であるようにその個性や可能性を大切にします。
2. 子ども一人ひとりが、安心の中で喜びや楽しみをもち、たくましく生活していくよう、支援します。
3. 養育者一人ひとりが、子育てに安らぎと希望をもち、子どもと共に楽しく過ごせるよう、応援します。

<基本方針>

1. 私たちは、子ども本位に質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。
2. 私たちは、子どもを支える方々と誠実なパートナーシップを構築していきます。
3. 私たちは、自らの専門性を高め、チームの力を信じ、日々成長していきます。
4. 私たちは、子どもや養育者と共に遊び、ともに喜びを分かち合って、歩んでいきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- 令和2年1月から3事業（医療型児童発達支援・児童発達支援・保育所等訪問支援）を行う多機能型事業所としての取組みを行っている。
- 公立公営の事業所として、民間事業所との差別化を図り、他事業所で行われない支援を展開。鳥取県東部圏域に加え、兵庫県但馬地区のお子さんの育ちを支援している。利用者は年々増加の一途を辿っている。
- 専門医による発達外来や専門スタッフによるリハビリ、肢体不自由児及び発達に遅れのあるお子さんへの保育活動を通した療育及び相談、自閉スペクトラム症を中心とした発達障がいのある就学前のお子さんへの小集団での療育及び保護者支援を実施。これらの取組みを通して、発達に気がかりのあるお子さんの地域での生活と保護者の子育てに加え、地域の関係機関を支える役割を担っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年9月9日（契約日）～ 令和5年1月30日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	8回（令和2年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 令和2年3月に同地域内に新築移転し、ハード面及びソフト面において福祉サービスの向上がみられている。
 - ① 各部屋の整備拡大（診察室・各療法室・訓練室・保育室・相談室・プレイホール・スヌーズレン室・工作室等）により、ゆとりのある個別支援ができるようになった。
 - ② 作業環境の整備拡充（事務室・倉庫・カルテ庫・自席パソコン等ネット環境）
 - ③ 令和2年1月から保育所等訪問支援事業を開始し、従来の医療型児童発達支援・児童発

達支援と共に多機能型事業所としてサービスを広げている。

2. コロナ禍においても必要な支援を継続できるよう工夫しながら園運営をしており、通園利用者・外来診療・リハビリ利用者数が大幅に増加している。
 - ① 運動会や夏祭り等は規模や回数、場所の工夫をして実施している。
 - ② 家族参観日を計画して交流し、卒園式はリモート分散型で実施している。
 - ③ 公園や園庭での散歩、砂場やプール遊び、シャボン玉遊びを工夫している。
 - ④ ごきげん子育て教室（ペアレント・トレーニング）を診療の中で実施することに変更し、フォローアップしている。
3. 鳥取市こども発達支援センター・学習障がい（LD）等専門員・医療的ケア児等支援センターとの連絡会を年2回実施し、地域との連携を図っている。
4. 通園事業では、相談支援事業所のモニタリングや地域の支援者を招いた個別支援検討会などで情報共有を行っている。
5. 東部小児リハビリテーション研修会を企画し、オンラインで月1回症例検討・評価方法の伝達・情報共有を継続している。
6. 災害時等対策委員会を設置し、「災害等緊急時における対応ガイドライン」に基づき、職員の周知を図っている。人的・物的備えについて、月1回の江津地区施設長会議を開催し、養護学校・中央病院等と共に当園も備えについて検討していく予定である。
7. 全職員は県主催の職場人権研修に参加し、常に基本的人権に配慮した言動・サービスができるよう努めている。
8. 利用者保護者の希望に応じて電話や対面での相談を実施し、対面相談の際には相談室を利用し、プライバシーの保護に留意している。

◇期待できる点

1. 地域の保育所・学校からの相談に対して職員を派遣し、介助・対応方法や環境設定等について助言を行っている。
2. 中止していた地域療育セミナーを可能な方法で開催し、地域へ発信できるよう努めている。
3. 鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会（自立支援協議会）の委員として参画し、地域課題の把握に協力している。さらに課題の把握・解決に努めてほしい。

◇改善を求められる点

1. 地域資源等の情報については、掲示版を活用したり個別に情報提供を行っているが、さらに情報が届くよう努めてほしい。
2. ボランティア等地域との交流を図っていたが、コロナ禍により交流を見送っている現状である。状況にあわせ、できることから始めてはどうか。
3. 保育所等訪問支援事業がさらに充実することを期待する。
4. 外来診療部門の需要が高まり、それに伴い管理運営体制の充実が必要になってきている。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

日々、利用者へのより良いサービス提供に向けて努めている職員の対応を評価していただき、ありがとうございました。
引き続き改善や積極的な取り組みの必要性をご指摘いただいた点については、職員全体で共有し、さらなるより良いサービス提供につなげていきたいと考えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>		
理念・基本方針は明文化され、ホームページやパンフレットにも明らかにしている。また、利用開始時にはパンフレット等を利用し説明している。年度末・年度当初に、園長は全職員に対して事業計画の振り返りや新たな方針の説明をし、その際にも理念・基本方針について確認している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント>		
毎年度、利用者数の推移や動向の把握を行い、事業計画に反映している。公立公営施設として、民間の他事業所で行っている事業とのすみ分けが行えるよう、利用者のニーズ把握に努めている。公立公営施設のためか、コスト分析が十分ではなく、経営状況等が的確に把握・分析できていない面もある。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント>		
毎週1回、三役（園長・次長・事務係長）でミーティングを行い、園全体の課題について分析し対応を検討している。職員の増員は困難であるが、課題解決に向け、主管課である県庁こども発達支援課とも課題を共有し、組織体制や職員体制の整備を図っている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
---	---------------------------------------	---

〈コメント〉

県全体の取組みとして、長期的目標である鳥取県の将来ビジョンをもとに毎年度ミッション達成に向けた「工程表」を作成している。ビジョンと計画を策定し、年度の中間と下期に評価を行っている。「工程表」については、県のホームページで公開されている。

年度当初には、園長から全職員に対し1年間のビジョンが示され、職員はビジョンを基に業務目標を設定し、年2回の自己評価で目標の達成について振り返っている。

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	--------------------------------------	---

〈コメント〉

中・長期的な計画をふまえ、毎年度の取組み計画が策定され年度の中間と下期に評価が行われている。成果と課題を整理されており、次年度の計画策定に生かされている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
---	---	---

〈コメント〉

事業計画では、各事業（医療型児童発達支援「きらり」・児童発達支援「エルマー」・保育所等訪問支援「虹」）ごとに現状と課題を整理されており、「工程表」作成の中で取組み計画が策定されている。主要・懸案事項は、職員全体で検討・周知している。前年度の取組み・成果・課題について、次年度の取組みに生かされている。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
---	-------------------------------------	---

〈コメント〉

年度当初に保護者へ説明の上、事業日程を掲示し、しおりを配付している。月案でも行事内容を知らせている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

〈コメント〉

「工程表」をもとに、組織的に達成度について評価する取組みがある。定められた評価基準にもとづき、年2回の自己評価及び人事評価を実施し、より質の高い支援の提供を目指している。第三者評価を2年毎に定期的に受審し、評価結果については園内で共有している。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	--	---

〈コメント〉

「工程表」作成にあたり、評価結果・成果・課題としてまとめ、職員間で残された課題を共有化している。共有された課題については、次年度の主要・懸案事項として重点的に取り組

んでいる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>管理者は、年度当初のビジョンを総括会議で説明している。また、各会議や委員会、朝礼、園内データベース等様々な機会を活用して職員の理解を促している。ホームページや年1回実施するセミナーでの講演等で、自らの役割や責任について表明している。「災害等緊急時における対応ガイドライン」を制定し、管理者の役割や不在時の指揮系統等が明文化され、職員の周知を図っている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>関連法令等の資料を園内データベース（よろずメモ）に掲載し、引継ぎ関係書類をすべての職員が常時閲覧でき、正しく理解できるよう整理・分類している。管理者は、法令遵守の観点で朝礼等の機会に、都度職員への注意喚起を行っている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが發揮されている。		
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>管理者は、「工程表」の見直し時期や人事評価の時期を中心に、提供するサービスの質について定期的な評価・分析を行っている。管理者自ら医師として、常にサービスの質の向上を目指した診療を積極的に行っている。また、職員に対する専門的指導を行うと共に、職員が積極的に園内外の専門研修を受講できるよう体制を整えている。管理者は、サービスの質の向上のため、委員会体制の見直しにリーダーシップを発揮している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>管理者は、園長・次長・事務係長参加による三役ミーティングや、各担当総括者も参加する総括会議において収支状況や経営面について情報共有・検討し、求められる職場環境整備に積極的に取り組んでいる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画 が確立し、取組が実施されている。	b
----	---	---

〈コメント〉

県立施設であるため、当園が独自に組織体制や人員体制を整備することは困難であるが、実態に沿った年度体制整備の要求を行っている。それでも、必要な要求は毎年度行っており、新築移転に伴い、職員の増員があった。現在は、過密業務の集中の軽減を図るためにも常勤医師の増員や非常勤職員の常勤化などが急務である。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
----	-----------------------------	---

〈コメント〉

鳥取県の人事基準に則って、人事管理を行っている。年2回実施される人事評価において管理者と各職員との面談を年3回実施し、評価の伝達・助言と共に職員の意向についても情報共有している。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
----	--	---

〈コメント〉

職員の時間外勤務・休暇取得状況を定期的に確認し、職員の就業状況の把握に努めている。定期的に職員との面談を設定し、職員の悩み相談窓口を周知する等、職員の心身の状況把握や働きやすい職場づくりに配慮している。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、時間外勤務の削減や休暇の取得を推進している。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
----	------------------------------------	---

〈コメント〉

職員は、医療職・福祉職・事務職とそれぞれ職種が多岐にわたっており、一人ひとりの育成についての取組は課題となっている。各職員は、毎年度「キャリアシート」を作成し、目標の設定と達成の評価を行うシステムを活用し、目標達成度の確認を行っている。また、この「キャリアシート」を参考に、人事評価が行われている。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、 教育・研修が実施されている。	a
----	--	---

〈コメント〉

県の目指す福祉サービスの基本方針や計画の中に、各職員に求められる「期待する職員像」が明示されており、人事評価基準に反映されている。職員の研修参加や研修講師としての派遣を奨励している。また、月1回以上の園内研修の機会を設け、ビデオによる事例検討を行うなど、支援の知識・技術の向上を図っている。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

職員の研修受講実績や専門資格の取得状況等を把握し、新たな研修受講や資格取得を勧奨し、計画的に行っている。県の取組みとして、新規採用職員に対してはセンターとOJT担

当者を配置し、職場への適応や人材育成に努めている。全職員が人権に関する研修を受講するよう奨励している。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
----	--	---

〈コメント〉

「鳥取療育園実習生受け入れ事業実施要綱」を定め、それに基づいて実習生の受け入れを行っている。また、実習実施に際しては、指導者研修を受講している。保育士については短大生等を毎年度、その他の専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）については都度専門学校の実習生を受け入れ、専門職による助言・指導を行っている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
〈コメント〉		
鳥取県及び当園のホームページを活用し、多様な情報公開を行っている。園の基本方針や事業内容紹介のパンフレットやチラシ、また、地域療育セミナー案内チラシ等は県立病院窓口や地域の公民館その他関係機関に、説明・配布している。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
〈コメント〉		
毎年度全職員の事務分担票を作成し、分担業務を明記し、職員に周知している。 県庁監査事務局による事務監査・鳥取市指導監査室による実地指導を毎年度受け、指摘事項については速やかに改善している。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
〈コメント〉		
利用者が活用できる地域資源等の情報については、掲示版を活用した周知、個別の情報提供を行っている。クリスマス会等の行事の際には例年、ボランティアを招き、地域の方との交流を図っていたが、コロナ禍により3年間は交流を見送っている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
〈コメント〉		
ボランティア受け入れの手続きはマニュアル化されており、利用者との交流に際しての留意点等を周知徹底している。例年は、ボランティアの募集をホームページで広報していたが、		

ここ数年はコロナ禍の影響により募集を中止している。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
〈コメント〉 必要な社会資源はリスト化している。また、関係機関と定期的に連絡会を開催し、日頃からスムーズに連携できるよう努めている。令和4年度は、鳥取市こども発達支援センター・LD等専門員・医療的ケア児等支援センターとの連絡会を年2回実施している。通園事業では、相談支援事業所のモニタリングや地域の支援者を招いた個別支援検討会等で情報共有を行っている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
〈コメント〉 地域の保育所・学校からの相談に対して職員を派遣し、介助・対応方法や環境設定等について助言を行っている。鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会（自立支援協議会）の委員として参画し、地域課題の解決に向けて協力している。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
〈コメント〉 保育所・学校等に対する施設支援やセミナー開催等を通じて、専門職の知識・技能を地域に還元するよう努めている。災害時等の人的・物的備えについては、月1回の江津地区施設長会議を開催し、養護学校・中央病院等と共に当園も避難所として重点的に整備していく予定である。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通的理解をもつための取組を行っている。	a
〈コメント〉 利用者を尊重したサービス提供については、理念や基本方針に明記し、職員の業務実践の指針としている。毎年、県主催の職場人権研修に参加し、常に基本的人権に配慮した言動・サービスができるよう努めている。虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を設置し、自己チェックを年2回実施するなど、虐待防止に向けた取り組みを行っている。		
29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
〈コメント〉 利用者の個人情報保護についての条例・規則を整備し、職場全体でサービスを提供してい		

る。利用契約書には（サービス提供の記録）（秘密保持）等を明記し、書類や個人情報の取り扱いに留意している。また、相談室等の設備や環境面でも配慮している。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
----	---	---

〈コメント〉

福祉サービスの内容が記載された園の案内パンフレットを市町村に配布し、適宜説明できるようにしている。また、ホームページで利用者及び関係機関への周知を図っている。通園事業の見学・体験の希望者に対しては、個別に丁寧な説明をし、利用希望者に適したサービス選択が行えるよう支援している。

31	III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
----	--	---

〈コメント〉

診療やりハビリ、サービス選択等に際しては、利用者の自己決定尊重の姿勢を大切にしている。サービス開始時にはわかりやすい資料の提供と説明を行い、個別の支援計画について合意を得た上で、サービスを提供している。サービス変更の際も同様に、個別支援検討会を開催し、利用者の納得の上で行っている。

32	III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

サービス利用の変更の際には、移行支援会議を開催し、適切に情報や支援が引き継がれるよう配慮している。また、スムーズに移行できるようフォローアップも行っている。サービス利用が終了した後も、地域支援担当を中心に相談に応じられる組織体制を整えている。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

定期的に利用者アンケートや意見交換会を実施して利用者の満足度を把握し、課題の改善につなげている。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
----	--	---

〈コメント〉

苦情解決の体制を整備し、担当者を明記した掲示を行っている。苦情解決責任者は、苦情解決に関する研修を毎年受講している。利用者アンケート箱を数か所設置し、匿名で意見・要望等を発信できる仕組みがある。

35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
----	--	---

〈コメント〉

利用者の希望に応じて、電話や対面での相談を実施している。対面で相談する場合には、意

見を述べやすいよう相談室を利用し、プライバシーの保護にも留意している。

36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
----	---	---

＜コメント＞

相談対応マニュアルを整備しており、利用者からの相談は記録に残し、園内回覧して情報を共有している。意見箱を設置したり、定期的にアンケートを実施し、意見・解決策は「お便り」で報告している。ホームページの掲載もしている。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
----	---	---

＜コメント＞

安心・安全なサービス提供を保障するため、医療安全管理委員会を設置している。事故発生時の対応マニュアルを整備し、年2回実践的な研修を計画している。令和4年度は救急救命士を招聘し、救命救急の実践的研修を実施した。同委員会でインシデントレポートを管理し、事例の収集と再発防止策の検討を行っている。定期的に職場巡視を行い、園内の危険個所や対策について、評価・見直しを行っている。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
----	--	---

＜コメント＞

園内感染症予防対策委員会を設置し、予防・対策マニュアルを作成している。職員に周知すると共に実践的な研修を行っている。感染症予防については、園内一斉消毒をはじめ、日々のこまめな手指消毒や換気等、予防策に努めている。職員に感染者が発生した場合は、県のマニュアルに添って感染拡大防止の対応をしている。

39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
----	--	---

＜コメント＞

災害等対策委員会を設置し、災害時における利用者の安全確保のため、「災害等緊急時における対応ガイドライン」を作成している。職員に周知すると共に、災害時の避難経路や手順、非常時持ち出し品の確認を含めた研修を実施している。寄付を受けた「災害リュック」12個を園内に設置している。業務継続計画（BCP）を策定し、職員参集の基準として「鳥取療育園 防災配備体制・連絡体制」としてまとめ、職員に周知し、災害時にも業務を継続できるよう計画をしている。

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a

＜コメント＞

サービス提供に関する方針は契約書等に明文化し、標準的なケア内容はマニュアル化して整備している。利用者の多様な個別の状況に応じて個別支援計画を作成し、それをもとに支援

を提供している。

41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
----	---	---

〈コメント〉

マニュアルなど、標準的な実施方法は定期的に見直しをしている。見直した内容を個別の支援計画に反映させている。作成に際しては、利用者や保護者の意見や提案を聞き取った上で、職員間で協議を重ね、検証・見直しをしている。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。	a
----	--	---

〈コメント〉

児童発達支援管理責任者を2名配置している。利用者のアセスメントをもとに一人ひとりの発達状況やニーズ等を把握した上で、計画の作成・検証・見直しを定期的に行っている。

通園事業は、通園担当保育士のみならず、外来担当の医師・医療職や地域支援担当の児童指導員も参画し、組織を横断した多職種による支援の検討を行っている

43	III-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	a
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

概ね6か月に1度、職員と保護者で支援の評価を行い、園内カンファレンスを経て検討会を実施している。計画について保護者に説明を行うと共に、関係機関とも支援の共有を図っている。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
----	---	---

〈コメント〉

実施したサービス内容は、園内データベースに記録を行っている。また、ケアサービスの経過や評価、その他報告書は、園内データベースを活用し、効率的な記録の作成と職員間での共有が行えるようシステム化している。

45	III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
----	------------------------------------	---

〈コメント〉

県の文書管理規定にもとづき、文書の保管・保存・廃棄を適切に行っている。個人情報の開示請求に対しては、鳥取県個人情報保護条例の規定により対応している。個人情報取り扱いについては、利用者に同意を得ている。利用者の個人記録は電子カルテ及び電子システムで管理されている。印刷された記録ファイルは施錠できる保管庫で保管されている。

第三者評価結果内容評価

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-（1）自己決定の尊重		
A① A-1-（1）-①	利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
＜コメント＞ 利用者の自己決定を尊重した主体的な活動展開になるよう、チームで活動内容を利用者本位に検討し、実施している。保護者の意見も取り入れながら、細やかな個別支援を提供している。		
A-1-（2）権利侵害の防止等		
A② A-1-（2）-①	利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
＜コメント＞ 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を設置している。利用者の権利擁護を含めた虐待防止マニュアルを整備し、やむを得ず身体拘束を行う場合の3原則や記録等の取扱いについても全職員が周知している。年度当初には、全職員に対する虐待防止研修を実施している。年2～3回、権利侵害等不適切な対応が生じていないか、チェック表による相互チェックを全職員が実施している。		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-（1）支援の基本		
A③ A-2-（1）-①	利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
＜コメント＞ 一人ひとりの状況に応じて、主体的に動けるよう見守りと介助のバランスを取りながら支援を行っている。		
A④ A-2-（1）-②	利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
＜コメント＞ 利用者個々の発達状況や特性に応じて、コミュニケーション方法を検討・実践している。ボイスチェンジャーを活用したり、必要に応じて国際交流財団より外国語や手話の通訳者を招き、コミュニケーションを図ることができるよう配慮している。利用親子の生活支援として各種手当や手帳取得のための情報提供や診断書作成への支援も実施している。		
A⑤ A-2-（1）-③	利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
＜コメント＞ 利用者及び家族が必要とする情報を適切に提供できるよう日々の活動の場面や保護者勉強会で把握に努めている。個別支援計画の作成や見直しの際には、利用者や保護者の意思を反映させ、検討している。		
A⑥ A-2-（1）-④	個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
＜コメント＞ 個別支援計画に基づき、利用者個々の発達段階や特性に応じた活動を創意工夫している。 6ヶ月に一回、個別支援計画の見直し・評価をし、新たな支援内容に活かしている。		

A⑦ A-2-(1)-⑤	利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
＜コメント＞ 職員は、園内外の各種研修への参加の他、専門書籍を活用する等、常に専門知識と技術の向上に努めている。利用者の障がいの状況に応じた利用者間の関係性を見極め、必要な調整を行っている。		
A-2-(2)	日常的な生活支援	
A⑧ A-2-(2)-①	個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
＜コメント＞ 支援計画に基づき個々の生活支援としてトイレトレーニングの実施を含むトイレ支援、食事の提供、補助具、座位保持装置の利用指導を含む移乗移動支援をしている。食事は、外部委託で利用者個々に合った形態のものを細かく注文し、提供している。職員は、保護者が行う利用者の生活支援についてサポートやアドバイスを行っている。		
A-2-(3)	生活環境	
A⑨ A-2-(3)-①	利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
＜コメント＞ 令和2年新築移転し、活動スペース（保育室・運動室・訓練室・屋外訓練場・スヌーズレン室・静養室等）は広く、採光やエアコンによる温度調節も配慮した構造で、利用者の安心安全に繋がっている。年に1回利用者保護者アンケートを実施し、改善に努めている。感染予防に努め、換気・消毒を徹底し、給食提供の際は職員による検食をするなど留意している。		
A-2-(4)	機能訓練・生活訓練	
A⑩ A-2-(4)-①	利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
＜コメント＞ 通園活動及びリハビリでは、一人ひとりの計画を定めて活動しており、定期的に見直している。機能訓練を普段の生活で実施できるよう、利用者個々の状態に合わせた生活動作や行動の中に取り入れながら支援している。		
A-2-(5)	健康管理・医療的な支援	
A⑪ A-2-(5)-①	利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
＜コメント＞ 常に利用者の体調変化に気を配り、緊急時にも対応できる備えがある。年に1,2回は救急訓練を実施し、救急時の対応や救急要請、搬送方法等についての確認をしている。必要に応じ園内医師の診察を受けると併に、隣接している県立中央病院と連携をとっている。利用日の欠席連絡が入った時は状況を確認し、受診推奨や家庭での過ごし方について助言している。		
A⑫ A-2-(5)-②	医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
＜コメント＞ 園内に医療安全委員会を設置し、医師や看護師等の医療職が中心となって安全管理体制を構築している。ストレッチャー、酸素ボンベ、救急セット等を揃えており職員研修の際にはそれらの配置場所や使用方法について情報共有している。利用者のアレルギーについて把握し、代替え食等可能な範囲でアレルギーに対応した給食を提供している。		
A-2-(6)	社会参加、学習支援	
A⑬ A-2-(6)-①	利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	非該当
＜コメント＞		

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
A⑭	利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や 地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 就園や就学に向けて保護者と相談を繰り返しながら、地域資源の情報提供を行い、見学には同行している。また、移行支援会議を開催している。就園・就学を見据えて活動の中で身辺自立に取り組み、学校の学習環境に慣れるように活動に取り入れて支援している。		
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
A⑮	利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行って いる。	a
<コメント> 親子通園のため、日々の活動の中で利用者の様子や活動のねらいを共有し、次の関わりについても検討している。活動と並行して、保護者が集い、意見交換や情報収集が行える場を設けている。		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
A⑯	子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援 を行っている。	a
<コメント> 半年に一回多職種でカンファレンスを実施し、児童発達支援計画を策定している。発達状況を適切に評価した上で、支援を提供している。発達状況に応じて適切な保育・教育の場が提供されるように情報提供を行い、各機関への移行支援を進めている。		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
A⑰	利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っ ている。	非該当
<コメント>		
A⑱	利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組 と配慮を行っている。	非該当
<コメント>		
A⑲	職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工 夫を行っている。	非該当
<コメント>		